

新医第449号(業)
令和7年11月27日

郡市医師会長 様

新潟県医師会長
堂 前 洋一郎

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援に係る取扱いについて

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援については、令和7年3月診療分（4月請求分）の請求をもって終了となっておりますが、令和7年3月診療分（4月請求分）までの請求に係る再審査請求については、厚生労働省においてその取扱いを検討することになっておりました。

今般、厚生労働省において予算確保ができたとして、令和7年12月請求分から令和8年2月請求分まで再審査請求等を受け付けることになった旨、日本医師会より通知がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご承知いただきますとともに、貴会関係医療機関にご周知くださるようお願いいたします。



日医発第 1390 号(健Ⅱ)(地域)

令和 7 年 11 月 26 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹 本 洋 一

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援に係る取扱いについて

今般、「令和 7 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付について」（以下「交付要綱」と呼称）につき厚生労働省事務次官より各都道府県知事宛に、併せて、「令和 7 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付について」（以下「実施要綱」と呼称）につき厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長より、各都道府県知事宛に標記の通知が発出されるとともに、本会宛に周知方依頼がございました。

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援については、先般「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて」（令和 7 年 5 月 27 日付け日医発第 336 号（健Ⅱ）でご案内）において、交付金による新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援については、令和 7 年 3 月診療分（4 月請求分）の請求をもって終了することを改めてお伝えするとともに、令和 7 年 3 月診療分（4 月請求分）までの請求に係る再審査請求については、厚生労働省においてその取扱いを検討することとしておりました。

本事務連絡は、厚生労働省において上記の予算確保ができたことに伴い、令和 7 年 12 月請求分より令和 8 年 2 月請求までの分につき、下記に係る再審査請求等を受け付けることを周知するものです。

（実施要綱 対象事業（1）より）

ア．宿泊療養又は自宅療養中における公費負担医療への支援

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 7 日までの間に、新型コロナウイルス感染症患者等であって、症状がない又は医学的に症状が軽い方が、宿泊療養又は自宅療養中に医療機関、薬局及び指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）を受診（往診、訪問診療等を含む。）した新型コロナウイルス感染症に係る医療のうち、保険給付後になお残る自己負担額に対する公費支

新潟県医師会

’ 25. 11. 27

援を行う。

イ. 新型コロナウイルス感染症治療における治療薬の費用

令和5年5月8日から令和6年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症患者の入院・外来における治療に要した治療薬（※1）の費用について、公費支援（※2）を行う。

※1 公費支援の対象となる治療薬は、経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」、点滴薬「ベクルリー」、中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」。

※2 令和5年5月8日から令和5年9月30日までの間は全額を公費支援、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間は一定の自己負担を求めた上で公費支援を実施。

ウ. 新型コロナウイルス感染症治療のための入院に要する支援

令和5年5月1日から令和5年5月7日までの間に、新型コロナウイルス感染症患者が当該感染症に係る治療のために入院した場合における入院医療費のうち、保険給付後になお残る自己負担額に対する公費支援を行う。

また、令和5年5月8日から令和6年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症患者が当該感染症に係る治療のために入院した場合における、高額療養費制度の自己負担限度額から一定額を減額（※3）した場合の費用に対する公費支援を行う。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等へのご周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

厚生労働省発感 1114 第 7 号
令和 7 年 11 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和 7 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）
の交付について

標記については、別紙「令和 7 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」により行うこととされ、令和 7 年 11 月 14 日から適用することとされたので通知する。

別 紙

令和 7 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱

（通則）

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}令第 6 号^{労働省}）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として必要となった新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援について、都道府県の取組を支援することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 交付金の交付対象者は都道府県とし、令和 7 年 11 月 14 日感発 1114 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知の別紙「令和 7 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により、都道府県が行う事業を交付の対象とする。

（申請手続）

- 4 交付金の交付の申請は、都道府県知事が、第 1 号様式による申請書に、事業実施計画その他の関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（交付額の算定方法）

- 5 交付金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - （1）別表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - （2）（1）により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（交付基本額）に第 3 欄に定める交付率を乗じて得た額を交付額とする。

（交付金の概算払）

- 6 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(変更申請手続)

- 7 交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、4に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、4又は7に定める申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付の条件)

- 9 交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業実施計画を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第3号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(実績報告)

- 10 交付金の事業実績報告は、第2号様式による事業実績報告書に係る書類を添えて、事業の完了の日から起算して3月を経過した日（9の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して3月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4、5、7及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 交付率
適正な実支出額	往診等に要する経費	10／10

感 発 1114 第 1 号
令和 7 年 11 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

令和 7 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について

標記については、別紙「令和 7 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」を定め、令和 7 年 11 月 14 日から適用することとしたので通知する。

別紙

令和7年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症への対応として必要となった新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援について、都道府県の取組を支援することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 対象事業

（1）事業内容

ア．宿泊療養又は自宅療養中における公費負担医療への支援

令和2年4月1日から令和5年5月7日までの間に、新型コロナウイルス感染症患者等であって、症状がない又は医学的に症状が軽い方が、宿泊療養又は自宅療養中に医療機関、薬局及び指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）を受診（往診、訪問診療等を含む。）した新型コロナウイルス感染症に係る医療のうち、保険給付後のなお残る自己負担額に対する公費支援を行う。

イ．新型コロナウイルス感染症治療における治療薬の費用

令和5年5月8日から令和6年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症患者の入院・外来における治療に要した治療薬（※1）の費用について、公費支援（※2）を行う。

※1 公費支援の対象となる治療薬は、経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」、点滴薬「ベクルリー」、中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」。

※2 令和5年5月8日から令和5年9月30日までの間は全額を公費支援、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間は一定の自己負担を求めた上で公費支援を実施。

ウ．新型コロナウイルス感染症治療のための入院に要する支援

令和5年5月1日から令和5年5月7日までの間に、新型コロナウイルス感染症患者が当該感染症に係る治療のために入院した場合における入院医療費のうち、保険給付後のなお残る自己負担額に対する公費支援を行う。

また、令和5年5月8日から令和6年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症患者が当該感染症に係る治療のために入院した場合における、高額療養費制度の自己負担限度額から一定額を減額（※3）した場合の費用に対す

る公費支援を行う。

- ※3 令和5年5月8日から令和5年9月30日までの間は高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円の減額措置、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間は高額療養費制度の自己負担限度額から原則1万円の減額措置を実施。

(2) 留意事項

ア 3 (1) アについては、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」(令和2年4月30日健感発0430第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)等に基づき実施されたものであること。

イ 3 (1) イ及びウについては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年3月17日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡。令和5年5月16日最終改正)及び「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡。令和5年9月28日最終改正)に基づき実施されたものであること。

4 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業については、厚生労働大臣が別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行うものとする。

5 その他の留意事項

この事業の実施に必要な事項であって、この実施要綱に定めのない事項については、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課と協議の上、決定する。

第 1 号様式

番号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県名

令和7年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付申請書

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）に関する事業実施計画（別紙１） | | |
| 3 | 事業の実施に要する経費に関する調書（別紙２） | | |
| 4 | 添付書類 | | |
| | ・歳入歳出予算書抄本 | | |

別紙 1

令和7年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）に関する事業実施計画

都道府県名 ()

事業概要	総事業費	うち国庫所要額

事業の実施に要する経費に関する調書（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分））

都道府県名（ ）

総事業費 (A)	寄付金 その他収入額 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	対象経費 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F) (D)、(E)いずれか少ない額	交付基本額 (G) (C)、(F)いずれか少ない額	交付金所要額 (H) (G)×(K)	既交付決定額 (I)	差引追加（一部 取消）申請額 (J) (H)－(I)	交付率 (K)	備 考 ※事業実施期間を記載ください (例) R7. 〇. 〇～R8. 3. 31
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
		0			0	0	0	0		10/10	

- 1 (F)欄には、(D)欄及び(E)欄のいずれか少ない額を計上すること。
- 2 (G)欄には、(C)欄及び(F)欄のいずれか少ない額を計上すること。
- 3 (H)欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
- 4 (I)欄及び(J)欄は、交付要綱 7 による手続のほかは斜線を引くこと。

第 2 号様式

番		号
年	月	日

厚生労働大臣 殿

都道府県名

令和 7 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の事業実績
報告書

年 月 日厚生労働省発感 第 号をもって交付決定を受けた新型
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）に係る事業実績について
は、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 金 円
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）に関する事業実績
(別紙 1)
- 3 事業の実施に要した経費精算額算出内訳
(別紙 2)
- 4 添付書類
 - ・ 歳入歳出決算書抄本
 - ・ 別紙 2 に掲げる対象経費の支出額を証する資料
 - ・ 総事業費及び寄付金その他収入額を証する資料

別紙 1

令和7年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）に関する事業実績

都道府県名 ()

事業概要	総事業費	うち国庫所要額

事業の実施に要した経費精算額算出内訳（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分））

都道府県名（ ）

総事業費 (A)	寄付金 その他収入額 (B)	差引額 (C) (A)－(B)	対象経費 支出額 (D)	基準額 (E)	運定額 (F) (D)、(E)いずれか少ない額	交付基本額 (G) (C)、(F)いずれか少ない額	交付金所要額 (H) (G)＊(L)	交付金 交付決定額 (I)	交付金 受入済額 (J)	差引過△不足額 (K) (J)－(H)	交付率 (L)	備考 ※事業実施期間を記載ください (例) R7. 〇. 〇～R8. 3. 31
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
		0			0	0	0			0	10/10	

1 (F)欄には、(D)欄及び(E)欄のいずれか少ない額を計上すること。

2 (G)欄には、(C)欄及び(F)欄のいずれか少ない額を計上すること。

3 (H)欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。

第3号様式

令和7年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）調書
厚生労働省所管
都道府県名（ ）

国		地 方 公 共 団 体							備 考
予 算 科 目	交付決定 の 額	歳 入		科 目	歳 出				
		予算現額	収入済額		予算現額	支出済額	翌年度繰越額		
		科 目	予算現額	収入済額	科 目	うち交付金 相 当 額	うち交付金 相 当 額	うち交付金 相 当 額	
(項) 感染症対策費	円		円	円		円	円	円	
(目) 新型コロナウイルス 感染症緊急包括支援交付金									

(作成要領)

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度における当該補助事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「歳入済額」の数字下欄に国庫補助額を内書（ ）をもって附記すること。

日医発第 336 号（健Ⅱ）
令和 7 年 5 月 27 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

笹 本 洋 一

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の令和 6 年度における請求事務については、[「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る予算措置の終了について」令和 7 年 4 月 1 日付日医発第 2 号（健Ⅱ）](#)等でお示したところです。

今般、厚生労働省より本会に対して令和 7 年 4 月診療分（5 月請求分）以降の請求（再周知）及び令和 7 年 3 月診療分（4 月請求分）までの請求に係る再審査請求について、標記の事務連絡がなされました。

本事務連絡では、新たな連絡事項が下記 2 において示されています。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. 令和 7 年 4 月診療分（5 月請求分）以降の請求について（再周知）

交付金による新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援については、令和 7 年 3 月診療分（4 月請求分）の請求をもって終了しているため、社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会（以下「審査支払機関」という。）は、令和 7 年 4 月診療分（5 月請求分）以降に係る医療機関及び薬局からの請求は受け付けないこととなります。

2. 令和 7 年 3 月診療分（4 月請求分）までの請求に係る再審査請求について

医療機関及び薬局からの請求のうち、令和 7 年 3 月診療分（4 月請求分）までの請求に係る再審査請求に対する公費支援のあり方について、現在、厚生労働省においてその取扱いを検討しています。

このため、厚生労働省から審査支払機関に対し、再審査請求の取扱いを整理するまでの間、審査支払機関において医療機関及び薬局からの請求を受け付けた場合、再審査請求を含めた全ての請求について医療機関及び薬局に返戻又は審査支払機関において保留することを依頼しています。

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 21 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて

平素より、感染症対策等にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（以下「交付金」という。）による新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る予算措置の終了について」（令和 7 年 3 月 31 日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡。以下「令和 7 年 3 月 31 日事務連絡」という。）により、令和 7 年 2 月 10 日までにやむを得ず審査支払機関への請求が間に合わなかった場合の措置として、各都道府県において必要に応じて予算上の対応を行い令和 7 年 3 月診療分（4 月請求分）までの対応を可能としつつ、令和 7 年 4 月診療分（5 月請求分）以降に係る医療機関及び薬局から請求を行うことが出来なくなることをお知らせさせていただいたところです。

今般、下記のとおり、令和 7 年 4 月診療分（5 月請求分）以降に係る取扱いについて改めて周知するとともに、令和 7 年 3 月診療分（4 月請求分）までの請求に係る再審査請求の取扱いについて連絡しますので、内容について御了知の上、貴会会員に対しその旨を周知いただくようよろしくお願いいたします。

記

1. 令和 7 年 4 月診療分（5 月請求分）以降の請求について（再周知）

令和 7 年 3 月 31 日事務連絡のとおり、交付金による新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援については、令和 7 年 3 月診療分（4 月請求分）の請求をもって終了しているため、社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会（以下「審査支払機関」という。）は、令和 7 年 4

月診療分（５月請求分）以降に係る医療機関及び薬局からの請求は受け付けないこととなりますので、貴会会員へ周知いただくようお願いいたします。

2. 令和７年３月診療分（４月請求分）までの請求に係る再審査請求について
医療機関及び薬局からの請求のうち、令和７年３月診療分（４月請求分）までの請求に係る再審査請求に対する公費支援のあり方について、現在、厚生労働省においてその取扱いを検討しています。

このため、別紙「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて」（令和７年５月 21 日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）のとおり、厚生労働省から審査支払機関に対し、再審査請求の取扱いを整理するまでの間、審査支払機関において医療機関及び薬局からの請求を受け付けた場合、再審査請求を含めた全ての請求について医療機関及び薬局に返戻又は審査支払機関において保留することを依頼していますので、その旨御了知の上、貴会会員へ周知いただくようお願いいたします。

(別紙)

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 21 日

社会保険診療報酬支払基金
公益社団法人国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて

平素より、感染症対策等にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）による新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の請求事務については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る予算措置の終了に伴う対応について（依頼）」（令和 7 年 3 月 31 日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡。以下「令和 7 年 3 月 31 日事務連絡」という。）により、令和 7 年 3 月診療分（4 月請求分）までの請求を最後に公費支援に係る予算措置を終了し、令和 7 年 4 月診療分（5 月請求分）以降に係る医療機関及び薬局からの請求について受付を行わないよう依頼させていただいたところです。

今般、下記のとおり、令和 7 年 4 月診療分（5 月請求分）以降に係る取扱いについて改めて周知するとともに、令和 7 年 3 月診療分（4 月請求分）までの請求に係る再審査請求の取扱いについて連絡しますので、内容について御了知の上、ご対応いただくようよろしくお願いいたします。

記

1. 令和 7 年 4 月診療分（5 月請求分）以降の請求について（再周知）

令和 7 年 3 月 31 日事務連絡のとおり、法別番号「28」のうち、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」（令和 2 年 4 月 30 日保医発 0430 第 4 号厚生労働省保険局医療課長通知）及

(別紙)

び「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」(令和5年9月28日保医発0928第1号厚生労働省保険局医療課長通知、令和5年11月7日最終改正)による公費負担者番号に係る請求について、令和7年4月診療分(5月請求分)以降に係る医療機関及び薬局からの請求の受付は行わないようお願いいたします。

2. 令和7年3月診療分(4月請求分)までの請求に係る再審査請求について
医療機関及び薬局からの請求のうち、令和7年3月診療分(4月請求分)までの請求に係る再審査請求に対する公費支援のあり方について、現在、厚生労働省においてその取扱いを検討しています。

このため、再審査請求の取扱いを整理するまでの間、医療機関及び薬局からの請求を受け付けた場合、再審査請求を含めた全ての請求について医療機関及び薬局に返戻又は貴団体において保留いただくようお願いいたします。